

保全異議申立書

名古屋地方裁判所民事第1部 御中

令和3年7月26日

名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5階

名古屋第一法律事務所（送達場所）

TEL 052-211-2236, FAX 052-211-2237

債務者代理人

弁護士	福	井	悦	子
同	稲	垣	仁	史
同	中	川	匡	亮

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

申立の趣旨

- 1 債権者と債務者間の名古屋地方裁判所令和3年（ヨ）第10001号 妨害物排除仮処分申立人について、同裁判所が令和3年7月5日にした仮処分決定を取り消す。
- 2 債権者の上記仮処分の申立を却下する。
- 3 申立費用は債権者の負担とする。

との裁判を求める

申立の理由

第1 被保全権利の認定について

- 1 仮処分決定の内容の問題性

上記仮処分決定（以下、原決定と呼ぶ）は、債務者が設置したのぼり旗等（以下、本件のぼり旗等と呼ぶ）は、「債権者が敷地を所有する本社の構内に設置されており、債権者の施設管理権及び所有権を侵害し」、かつ、「本件のぼり旗等は、赤や青などの目立つ色を基調としたものであって、正門近くのフェンスに設置されているから、公道の通行人や債権者の訪問者の目に入りやすいことは明らか」であり、記載内容は、「労働組合法第7条第2号違反 社長は誠実に交渉に応じろ！！」、「労働組合法第7条第1号、第3号違反 社長は懲戒権を濫用するな！！」、「会社は社則をまもれ。」、「社長の不当労働行為 絶対に許さない」などというものであり、「これを見た者に対し、債権者が労使関係において違法な行為を行っているとの印象を与え、その信用を毀損するものであると認められる」と認定した。

のぼり旗を使用者の所有・管理する施設内に設置することについては、債権者の施設管理権と、債務者の団体行動権という人権が衝突し合うものであり、その場合の判断枠組みをどうするかについて、①受忍義務説 ②違法性阻却説 ③許諾説（企業秩序説）がある。その判断枠組みの中で結論を出すのであれば、どの説に立つかはともかく、論理的には理解できる。

しかるに、原決定は、その判断の冒頭において、債権者の施設管理権と、債務者の団体行動権とを問題にするのではなく、本件のぼり旗が債権者の信用を毀損するものであると認定した。そして、その認定を、債権者の施設管理権と、債務者の団体行動権の衝突という論点についての結論の帰趨を決める根拠とした。しかし、本件のぼり旗の設置が、債権者の「信用を毀損」するとの認定には、極めて大きな問題がある。

2 信用毀損の認定は誤りである

原決定の「信用を毀損するものである」との認定は、刑事上はもちろん、民事上の信用毀損の要件を充足していない。以下、理由を述べる。

(1) 信用毀損とは

A 刑法上の信用毀損罪

刑法上の「信用及び業務に対する罪」（第233条 - 第234条 - 第234条の2）は、虚偽の風説を流布し、または偽計を用いて、人の信用を毀損する犯罪であり、「虚偽」「偽計」という要件を必要とする。

また、信用毀損罪における「信用」は、基本的には、人の支払能力や支払意思に関する経済的信用を意味する。判例は「信用」には経済的信用だけでなく、商品やサービスの品質に係る信用も含まれると判断したが、名誉毀損罪における名誉と異なり、単なる企業の名誉を指すものではない。

本件において、債務者が「虚偽の風説」を流布したり、「偽計」を用いたものではなく、信用毀損罪に該当しないことは言うまでもない。

B 民法上の信用の毀損

① 民法上信用の毀損が問題になるのは、不法行為においてである。原決定は、本件のぼり旗の設置等は、債権者の「信用を毀損するものであると認められる」と認定したが、この認定は、とりまなおさず、本件のぼり旗の設置等民法上の不法行為であると認定したものである。

信用の毀損について、不法行為を主張する場合、損害賠償を請求する側において、加害者の故意・過失、因果関係、損害を主張立証する必要がある。

そして、裁判所は、その主張・立証を踏まえて、債務者の行為が不法行為の成立要件を充足していることを認定しなければならない。

② 故意・過失

刑法上犯罪とされる行為を民事訴訟において不法行為と主張する場合、故意・過失の内容として、刑法上の要件と同じではないとしても、同様の要件の充足が必要である。

東京地裁平成18年4月26日判決は、コンタクトレンズの製造、販売等を目的とする株式会社が、販売店舗におけるチラシ配布、併設眼科医院における説明により、自社商品の信用、および社会的評価を毀損されたと主張して、不法行為に基づく無形の損害と財産的損害を請求した事例において、被

告が行っていた説明や、ビラの記載事項について、「これらのいずれも真実であると認めることはできないし、被告らにおいてこれらの事実が真実であると信ずるにつき相当な理由があったと認めることもできない。」として信用毀損を認めた。重要なのは、真実であるかどうか、真実でなかった場合において、あえて嘘を言ったか、もしくは過失により真実と異なる説明をしたと認定できるかどうかを問題としていることである。

しかるに、原決定は、債務者らの故意過失を全く認定していないが、設置したのぼり旗等の記載内容は、「労働組合法第7条第2号違反 社長は誠実に交渉に応じろ!!」、「労働組合法第7条第1号、第3号違反 社長は懲戒権を濫用するな!!」、「会社は社則をまもれ。」、「社長の不当労働行為 絶対に許さない」というものであり、記載内容は真実である。仮に、まだ真実であるとの確証がないと認定されたとしても、債務者らが真実と信じるについて相当な理由があったことは間違いない。よって、不法行為の成立要件のうち故意・過失の要件は充足されていない。

③ 損害の認定が不十分である

民法においては、損害とは、不法行為がなかったとした場合における被害者の財産的・精神的状態と、不法行為により現実にもたらされた財産的・精神的利益状態の差であると言われている（いわゆる「差額説」、「填補賠償説」）。

よって、基本的には、取引停止や売上減少の具体的な立証が必要であり、その立証を踏まえて、裁判所は、取引停止や売り上げ減少の蓋然性が極めて高いことを認定する必要がある。

しかるに、原決定は、単に、「これを見た者に対し、債権者が労使関係において違法な行為を行っているとの印象を与え」、「信用を毀損するものであると認められる」と認定しているが、本件ののぼり旗等の記載内容が、それぞれ、どんな社会的・経済的損害を引き起こすのか、その額ないし評価額を全く認定していない。

東京高裁平成28年7月4日判決は、破産会社であるフジ製版を解雇された労働者3名が「フジ製版は計画的偽装倒産である」「フジビグループは乙山一族の組合潰しの偽装倒産を許すな!」「億万長者の社長が給料・退職金を踏み倒すな」等と記載したビラを、フジビの本社敷地内、その周辺及び近隣の取引先等に配布し、同趣旨の内容が記載された幟をフジビの本社周辺に掲示して拡声器で宣伝し、横断幕をフジビの本社屋上のフェンスや壁に掲示するなどした外、筆頭株主、取引先銀行等に対する文書の送付が行われていた事例について、上記のビラ等の各記載内容について、それぞれ、いかなる意味でフジビの社会的評価を低下させるものであるかを個別に認定した上で、さらに記載内容の真実性、真実であると信じるにつき相当の理由があったか否かを認定し、その上でフジビの取引先から倒産したのかという問い合わせがされ、担当者において説明に努めたにもかかわらず、取引を中止されたことを認定し、信用の毀損を認めた。なお、同判決は、フジビが主張した『無形損害』を『信用毀損に包摂される』として、2200万円の請求に対し、350万円だけを認容している。

- (2) 以上のとおり、原決定の「その信用を毀損するものであると認められる」との認定は、不法行為要件充足の有無を認定せずになされたものであり、およそ仮処分決定文としては、あるまじきものであるといわざるを得ない。

3 「信用毀損の程度は、軽微とはいえない」との認定について

原決定は、次に、「債権者の訪問者は、債権者と何らかの取引関係にある者が多いと考えられ、こうした者に上記のような印象を与えることは、債権者の業務に悪影響を生じさせる可能性を否定できず、公道を通行する不特定多数の者にも上記のような印象を与えることも考え合わせると、信用毀損の程度は、軽微とはいえない」と認定している。

しかし、この認定も、きわめて空疎かつ形式的な認定である。

上述の通り、信用毀損は、経済的な信用や、商品についての信用を毀損することを意味する。しかし、本件のぼり旗の記載内容は、債権者の経済的な信用や、

商品についての信用を損なうものではありえない。仮に、本件のぼり旗に記載された内容を、債務者がビラに記載して、債権者の本社前の公道で配布したとして、信用毀損が問われることはあり得ない。

また、およそ民法上の不法行為において、信用毀損の損害の程度が軽微か否かを論じるについては、損害額を認定せずに、抽象的に認定することはあってはならない。『損害』は、不法行為の成立要件だからである。原決定の上記認定は、前項に記載した「信用の毀損行為」の認定の誤りに加え、「軽微ではない」ことの何らの根拠も記載しないまま、軽々に「軽微ではない」と認定したものであり、2重の誤りを犯している。

4 債権者の撤去請求が「権利の濫用」にあたるかどうかについて

(1) 原決定の内容

原決定は、債権者の施設管理権と、債務者の団体行動権とが衝突する本件のぼり旗の設置について、債務者に本件のぼり旗の撤去義務があるかどうかという問題にしている。

その上で、この問題に対する判断枠組みとして、最高裁昭和54年10月30日国労札幌地本判決が打ち立てた「許諾説」（企業秩序説）に則りつつ、「債務者らは、こう着した労使交渉を有利に進めるために、本件のぼり旗等の掲揚をしたものであって、その目的には正当性が認められる」と認定しながら、債権者による本件のぼり旗等の撤去請求は、「前記(1)で検討した本件のぼり旗等の設置による債権者の権利利益の侵害の程度を考え合わせると、上記のような目的の正当性を考慮しても、債権者による本件幟旗等の撤去請求は、権利の濫用にはあたるとは認められない」と認定した。

(2) 「許諾説」は先例としての価値を喪失している

許諾説とは「許諾」を得ないで企業施設を組合活動の為に利用することは、「その利用を許さないことが当該物的施設につき使用者が有する権利の濫用であると認められるような特段の事情がある場合」を除き、使用者の施設管理権

を侵害し、「企業秩序」を紊す者であって、原則として許容され得ない、というものである。「特段の事情」の主張立証責任は労働組合側にあり、許諾のない企業施設の利用は、原則として許容されえず、正当な労働組合運動とは認められないことになる。

しかしながら、「許諾説」（企業秩序説）は、最高裁判所が当初この説を打ち出したときのまま現在も生き続けているものではない。

イ 最高裁国労札幌地本判決の時代背景

最高裁判所が、国労札幌地本事件について、下級審が採用していた受忍義務説を退け、許諾説（企業秩序説）を打ち立てたのは、昭和54年10月30日（約42年前）であり、事案が国労札幌地本によるビラ貼り事件であったという特殊性を注視すべきである。当時は、国鉄であり、国鉄労働者には、争議権はなかった。その為もあってか、同判決には、労働者の団体行動権・争議権という言葉は全く出てこない。しかし、団体行動権は憲法28条の保障する人権であり、労働組合のビラ貼り行為もその中に含まれる行為であるから、判決の中に団体行動権に対する配慮が全く出てこないのは、いかにもおかしい。

また、許諾説は、労働者や組合の労働法上の権利を、使用者の市民法上の権利に劣後するものとして取り扱うことを意味するものに他ならない。それは、「団結権保障の法的ないし歴史的意味を無視し、企業秩序論の根拠をなす財産権に絶対的ないし優越的価値を認めない限り、このように論断することは困難である」（外尾）。さらに、「企業秩序」の根拠が薄弱である。

また、当時国労は大きな力を有しており、国労札幌地本判決が出された背景には、国労の力を弱体化させたいという政治的な力学が働いていた可能性が指摘されている。

ロ 最高裁自身の軌道修正

最高裁はビラの配布事件については、許諾説に従えば、施設内における許諾のない労働者のビラの配布は正当な労働組合活動と認められないことになる

はずであるが、労働組合活動の正当性を認める判例を幾つも出している。

最高裁・住友化学工業事件判決（昭和54年12月14日14）では、少数派の組合員が就業規則所定の許可を得ず、また使用者の中止命令にもかかわらず、会社の敷地内ではあるが事業場内ではない正門前の広場でビラを配布した行為を理由として懲戒処分が付された事案について、ビラ配布行為は、「事業場の秩序風紀」を乱したとはいえず、正当な組合活動として認められるとの1審（名古屋地判昭和48年10月31日）、控訴審判決（名古屋高判昭和51年11月30日）をそのまま是認し、上告棄却の判決を下している。

西日本重機事件判決・最高裁（一小）昭和58年2月24日も同様である。同事件の下級審の判断手法の特徴は、労使双方の法益を具体的に比較考量しつつ、ビラ配布活動の正当性を認めたものであるが、最高裁は、原判決が労使の法益の衡量にあたって重視した事実、すなわち一方では「本件ビラの配布は組合活動としては極めて重要なものであったこと」、他方では、「その態様及び目的並びにビラの内容に照らして、業務阻害その他上告人（使用者）の企業活動に特段の支障を生じさせるものではなかった」ことなどを改めて確認した上で、上告人の上告を棄却した。

明治乳業事件判決・最高裁（三小）昭和58年11月1日）は、企業内で行われた政治的性格の強いビラ配布行為に関するものであった。就業規則では許可なくビラを配布することは禁止されており、しかも配布者は、工場長から無許可ビラを配布しないように注意を受けたのに、あえてビラを配布したもので、これらを理由として戒告の懲戒処分を受けたが、1審判決、控訴審判決は、懲戒処分を無効と判示した。このうち、控訴審判決（福岡高判昭和55年3月28日）は、国労札幌地本判決の後に出されたものであり、企業秩序説に従いつつ、本件のビラ配布行為の場合には、「企業の秩序風紀を乱すおそれのない特別の事情」が認められるとして、就業規則などの制限規定に違反せず、懲戒事由にも該当しないとの判断を示した。それに対し、最

高裁は原審の認定判断を全面的に追認する判断を下したのである。

ビラ貼りと、ビラ配布という違いがあるとはいえ、以上のとおり、最高裁自身も、「許諾説」「企業秩序論」をそのまま貫徹していないのである。

なお、これらの「軌道修正」がうかがわれる事案は、私企業の事件であったということも、何ほどか影響を及ぼしているであろうと言われている。

ハ 下級審、学説

下級審は、昭和60年代から平成にかけて、「許諾説」の定式を踏襲しながら、使用者による組合施設利用の拒否が権利濫用に該当しないかどうかの判断＝企業施設を利用して行われた組合活動の正当性の判断、をするに当たって、当該の組合活動の目的ないし必要性、具体的態様などを考慮し、実質的に労使双方の法益の衡量を通じて結論を下す裁判例が増えている。その典型と言われるのが、ミツミ電機事件の東京高裁判決（昭和63年3月31日）である。この法益の衡量にあたっては、上記最高裁国労札幌地本判決における「許諾説」とは異なり、「特段の事情」の主張立証責任が、労働組合側にあるというものではなく、労使双方の法益が衡量され、労働者側の法益が勝る場合は、柔軟に「権利の濫用」が認定される。

学説においても、水町勇一郎東京大学教授は、「理論的には、許諾を要件として労使の話し合いを促すという点でも、許諾説は妥当であると解される」としつつ、「その具体的判断においては、団体行動権の一部として組合活動保障の重要性をも勘案し、施設管理権の濫用と認められる特段の事情の有無の判断を個別の労使関係に即して柔軟に行うことが求められる。」としている（水町労働法1116頁）。「特段の事情の有無の判断を個別の労使関係に即して柔軟に行う」ということは、正当性のないことが原則であり、正当性があることは例外であるという本来的「許諾説」を変容させている。

(3) 原決定について

原決定も、基本的には、「許諾説」の定式を踏襲しながらも、債務者の、のぼり旗設置の目的を検討しており、最高裁国労札幌地本判決にそのまま則った

ものではない。

しかし、「権利濫用」という文言に縛られ、権利であるから撤去請求権の行使は原則許される、という形式的認定に終始している。

使用者による組合施設利用の拒否が権利濫用に該当しないかどうかの判断＝企業施設を利用して行われた組合活動の正当性の判断、をするに当たって、当該の組合活動の目的ないし必要性、具体的態様などを考慮し、実質的に労使双方の法益の衡量を通じて結論を下す、という姿勢がないのである。

原決定は、前述のとおり、本件のぼり旗の設置による債権者の信用毀損の程度は「軽微ではない」と認定しており、「前記(1)で検討した本件のぼり旗等の設置による債権者の権利利益の侵害の程度を考え合わせると、上記のような目的の正当性を考慮しても、債権者による本件幟旗等の撤去請求は、権利の濫用にはあたるとは認められない」と認定している。原決定は、「信用の毀損の程度が軽微ではない」ことをもって、債務者ののぼり旗の設置目的の正当性に勝る＝法益衡量をした、というつもりなのかもしれないが、前々項および前項記載の通り、「信用の毀損」自体法的要件を欠いており、その程度が軽微か否かについては実質的根拠を欠いており、到底法益衡量をなしたとはいえない。

原決定の判断の仕方は間違いであると断言せざるを得ない。

(4) 本件における労使双方の法益衡量

- ① 団体交渉が完全に行き詰まり状況であること。その打開の為には、会社側に早急に団交を開催してもらう必要があるが、組合は、団交開催の圧力を加えるために、本件のぼり旗を設置したものであること、すなわち本件のぼり旗の設置は、組合にとって非常に重要な活動であったこと

※ この点について、原決定は、本件のぼり旗の設置の目的の正当性を認定している。

団交の最後の開催日は令和2年12月21日であり、債務者がスト権確立の通告をし、令和3年1月8日までに団体交渉を開催しなければ

「争議行為として」のぼり旗を令和3年1月8日から設置する旨の通告をしたのが令和2年12月23日、債権者が団交の開催に応じないために本件のぼり旗を設置したのは令和3年1月8日である。

原決定が目的の正当性を認定したのに、債権者の撤去請求が権利の濫用にはならないとしたのは、労働者や組合の労働法上の権利を、使用者の市民法上の権利に劣後するものとして取り扱うことを意味するものに他ならないが、それは、原決定が一般的意味における「権利濫用」＝原則は許される。例外として濫用となることがある＝に囚われたからとしか理解できない。

- ② のぼり旗の記載内容は、会社側の名誉を毀損するものではなく、組合側の当たり前の要求を記載しているにとどまること。また設置場所も会社の本社・本社工場の敷地であり、圧力手段としては適切な場所であると同時に、いつでも下ろせること（ビラ貼りとの対比）
- ③ 債務者はスト権を確立していること、いつでも争議行為に入れたものであること、そして争議行為に入れば争議行為の最中ののぼり旗の設置は通常であり、使用者側は受忍を迫られること、事前に掲揚日を予告していること、その日までに団体交渉が開催されれば、設置もなかったこと、設置後でも、団交さえ開催されれば、のぼり旗等を降ろすことを確約していること
- ④ 会社には、誠実団交応諾義務があるのに、団交の開催に応じていないこと
- ⑤ 労働者側の要求は、昇給と、賞与などであり、生活がかかっている。しかも、昇給は就業規則で毎年1回行うことが規定されているのに、既に4年間1円の昇給もなされていない。賞与も既に4年間1円も払われていない。
- ⑥ 本件のぼり旗の設置による企業側の不利益は、西日本重機事件判決・最高裁(一小)昭和58年2月24日に照らせば、その態様及び目的並びにのぼり旗の内容に照らして、業務阻害その他債権者の企業活動に特段の支障を生じさせるものではなかったこと、

5 小結

債務者の本件のぼり旗の設置行為は、正当な労働組合活動であり、他方で、債権者の企業活動に特段の支障を生じさせるものではないから、撤去請求は権利の濫用であり、認められない。

第2 保全の必要性の不存在

原決定は、「本件のぼり旗等は、債権者の施設管理権及び所有権を侵害するとともに、信用を毀損するものである。特に後者の点については、債権者には金銭賠償等では償いきれない著しい損害を発生させる恐れがあると考えられる。よって保全の必要性は認められる。」と認定している。

しかし、「信用の毀損」については、第1、2、3で詳述したとおりであり、原決定の認定は誤りである。

本件のぼり旗等の記載内容は

- i 労働組合法第7条第2号違反 社長は誠実に交渉に応じろ！！
- ii 労働組合法第7条第1号、第3号違反 社長は懲戒権を濫用するな！！
- iii 会社は社則をまもれ。
- iv 社長の不当労働行為 絶対に許さない

というものであるが、以上はいずれも、労働組合である債務者の当たり前の要求に過ぎず、ビラに記載して、連日、何百枚も配布したとしても、信用の毀損行為になり得ないものである。原決定の上記認定は、全く具体性のないものであり、およそ理由に基づかない認定であると言わざるを得ない。

ちなみに、債務者によるのぼり旗や横断幕の設置は、令和2年12月23日に「争議を行う日時」は「2021年1月7日以降、次回団体交渉開催まで」と予告されており、団体交渉さえ開催されれば、幟旗や横断幕を掲揚することもなかったし、掲揚後に団交さえ開催されれば、すぐに降ろすことを約束していたのである。しかし、債務者は、原決定が出された時点（令和3年7月5日）において団交開催に応じていない。これは、他ならぬ債権者が、のぼり旗、横断幕が掲揚されていても、損害など生じていないことを認めているも同然である。保全の必要性がないことは明白である。

第3 まとめ

従って、本件仮処分決定は、被保全権利も必要性も認められないから、直ちに取
り消されるべきである。

疎 明 方 法

別紙証拠説明書記載のとおり

その他、必要に応じて提出する。

添 付 書 類

委任状 3通

当 事 者 目 録

〒457-0841 名古屋市南区豊田5-17-10

債権者 オハラ樹脂工業株式会社
上記代表者代表取締役 尾 原 慶 則

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル18階
弁護士法人 松尾綜合法律事務所（送達場所）

電話 03-3500-0331

FAX 03-3500-0362

債権者代理人 弁護士 石 井 藤 次 郎
同 金 子 浩 子

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下長9-3 労働会館本館402

債務者 J M I T U 愛知地方本部
上記代表者執行委員長 北 村 淳

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下長9-3 労働会館本館402

債務者 J M I T U 愛知支部
上記代表者執行委員長 平 田 英 友

〒457-0841 名古屋市南区豊田5-17-10

債務者 JMI TU愛知支部オハラ樹脂工業分会
上記代表者分会長 朝 倉 健 次

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5階

名古屋第一法律事務所（送達場所）

債務者代理人 弁護士	福	井	悦	子
同	稲	垣	仁	史
同	中	川	匡	亮